

# 令和7年度 本試験講評

## 1. 総 評

出題形式からですが、例年どおりの傾向を踏襲しています。総ページ数も50ページと昨年同様、例年よりページ数は少なめでしたので、時間的には余裕をもって回答できたといえます。

内容的には、基礎法学－易、憲法－易、行政法－易、民法－難、商法－難、多肢－易、記述－難、基礎知識－標準、といったところで全体的に難易度は標準といえます。法令科目全体でみた場合、行政法や多肢選択式が易しかった反面、民法・商法・記述式が難しかったといえます。特に、記述式の難易度は高いですが、部分点を積み重ねて20点は得点したいところです。さらに、易しい問題、標準的な問題を確実に得点して、記述式での失点をカバーすることができれば、合格点に達することはできる問題です。基礎知識は、諸法令からは昨年同様2問、内訳は行政書士法・戸籍法からそれぞれ1問です。内容的にも、容易に解答できるレベルです。例年通り、易しかった文章理解(3問)、個人情報保護法(1問)と合わせて6問の正解は比較的容易にクリアできたと思います。あとは、他の一般知識・情報分野で何問ぐらい得点できるかですが、問題49・50・52の3問は得点したいところです。少なくとも14問中9問は得点したいところです。

合格ラインとしては、法令択一問題を26問正解で104点。多肢選択式を空欄10個正解で20点。記述式で20点。一般知識は9問正解で36点。合計180点。これが一般的な合格条件になるといえるでしょう。

全体の合格率の予想ですが、現時点では昨年の12.9%と同様、12～13%程度の合格率になるのではないかと予想します。

## 2. 法令・5肢択一式 やや易

### 【基礎法学】標準

標準的な問題でした。1問は得点したいところです。

問題1。「者」「物」「もの」の使い分けという法律用語に関する問題でした。学習していると、お目にかかる言葉ですから、比較的得点しやすかったのではないのでしょうか。空欄ウ・エが悩むところかもしれませんが、空欄エの前にある「環境省令で定めるもの」が要件を加えていることから、「第三」を入れられれば答えは出せる問題でした。問題2は裁判員制度に関する問題でした。正解となる肢4も裁判員制度の知識としては基本でしたので正解したい問題です。

### 【憲法】易

憲法は、人権から2問、統治から3問出題されました。人権は、法の下での平等、取材・報道の自由、統治は、国会の召集や、内閣総理大臣という、いずれもテーマは典型と言えるものでしたが、問題3の平等権に関する問題は、違憲審査基準が問題となっており難問です。問題7は法令の形式というマイナーテーマでしたが、正解となる肢4は憲法条文からの出題でしたので、基本

問題です。問題4～7の4問は正解したい問題でした。

人権2問(問題3・4)のうち、問題3は難問です。問題3。法の下での平等に関する問題でした。肢1・3・5は審査基準に関する知識が要求されており正誤判断が難しかったといえますが、肢4の判例が違憲判決であることを考えれば、正解を導くことは可能でした。問題4。取材・報道の自由に関する判例問題ですが、肢5の民事訴訟法上は、取材源の秘匿が民事訴訟であれば許され得るという知識があれば、肢5を正解として選ぶことは容易です。難しい肢にとらわれずに、いずれも正解したい問題です。統治3問(問題5・6・7)はいずれも易しい問題です。問題5。最新判例ですし、憲法条文の知識があれば解くことができます。特に空欄アの「会期」と、空欄イの「臨時」は容易なので、それが判断できれば、肢5は正解できます。問題6。内閣総理大臣に関する問題ですが、肢5が憲法の条文なので正解は容易です。問題7。法令の形式に関する問題です。テーマとしては一見マイナーにも見えますが、正解となる肢4は憲法条文の知識ですので、正解したい問題です。

### 【行政法】易

例年通り、行政法は易しい問題が多く、16問の正解が合格ラインです。

問題8・9・10の一般的な法理論。行政行為から2問、行政罰1問と典型テーマからの出題です。すべて正解したい問題です。問題8。行政行為に関する問題です。正解肢2の「明白」かどうかの判断基準は基本ですので、正解したい問題です。問題9。行政罰に関する問題です。比較的誤判断が容易な肢ウ・エが×と判断できれば、ア・イが分からなくても答えは出せます。正解したい問題です。問題10。行政行為の附款に関する基本問題です。正解したい問題です。

問題11・12・13の行政手続法。行政手続法の不利益処分、行政指導、申請に対する処分といずれも典型テーマです。問題12が出題形式がやや特殊ですが正解肢は基本ですし、11・13は易しい問題ですので、3問正解したいところです。問題11。不利益処分に伴う弁明の機会の付与に関する問題です。聴聞でないのややマイナーですが、肢1の代理人選任できるという点は基本ですから、時間をかけずに正解したいところです。問題12。行政指導に絡む問題です。肢ア・ウは正誤判断に苦しむかもしれませんが、肢イ・エの正誤判断は容易ですから、確実に正解したい問題です。問題13。申請に対する処分。典型テーマですし、確実に正解したい問題です。

問題14・15・16の行政不服審査法。いずれも簡単な問題です。3問正解したいところです。問題14。審査請求に関する一般的な問題です。正解肢1が容易なので、短時間で正解したいところです。問題15。審査請求と再審査の請求の相互関連を問う問題ですが、いずれも正誤判断が容易です。こちらも短時間で解答したい問題です。問題16の教示は大ヤマですので、準備されていた方も多いのではないのでしょうか。肢1～4も比較的簡単に誤りと判断できるので、消去法でも肢5を正解として選択できる問題です。

問題17・18・19の行政事件訴訟法。処分性、出訴期間、差止訴訟でした。いずれも典型テーマといえます。問題18はやや細かい知識が問われており難問といえますが、問題17・19の2問は正解したい問題です。問題17。処分性に関する判例問題です。いずれの肢も処分性に関する基本判例ですので、確実に正解したい問題です。問題18。出訴期間に関する問題です。典型テーマですが、問われているのは判例知識で難問です。肢2・5で迷うかもしれません。こ

こは拾えたら儲けもの、程度の問題といえます。問題19。差止め訴訟に関する問題です。条文知識ですから、正解したい問題です。

問題20・21の国家賠償法。国賠1条と国賠一般に関する判例問題です。問題20。1条の解釈に関する判例問題です。肢アの国会議員が行う立法行為が公権力の行使に含まれるという知識や、肢ウ「職務を行うについて」が外形で判断するなど基本知識ですから、消去法でも答えを出すことは容易です。問題21は国賠の一般的な問題です。少し難問のようにも見えますが、肢3・4の費用負担の肢で正解を導き出すこともできますし、肢1の失火責任法の適用関係や、肢5の加害行為者の特定の要否という簡単な肢から切っていく、消去法で肢4に絞るという回答もできます。2問は正解したいところです。

問題22・23・24の地方自治法。条例、知事と議会の関係、関与でした。問題24の関与は難問でしたが、問題22・23は典型テーマですので、2問は正解したいところです。問題22。条例の適法性に関する問題です。肢3・4はやや難問かもしれませんが、正解となる肢5は憲法的に解くこともでき（本事例は違憲判決ではない）、簡単に正解は導き出せます。正解できる問題です。問題23。長と議会の関係は典型テーマです。やや正誤判断を迷ってしまう肢もありますが、正解となる肢2は典型的ですので、正解を導くことは容易です。正解したい問題です。問題24。関与については受験生が最も不得意とするところです。難問です。肢が4つということで、多少正誤判断しやすいですが、どの選択肢も確実に正誤判断することが難しく、正解することも難しいといえます。

問題25・26の行政法総合問題。問題25。建築に関わる紛争に関する判例問題です。正解となる肢3は、行政事件訴訟法での訴えの利益に関する基本判例ですから、他の選択肢が正誤判断に窮するとしても正解できる問題といえます。問題26。行政機関情報公開法。この法律は情報系の問題としても出題可能性のあるところなので、準備されていた方も多いかもしれませんが、この問題はかなり細かい知識まで問われているので難問です。

## 【民法】難

民法は、例年通り、難しい問題が多いという印象です。出題内容は、総則2問、物権2問、債権4問、家族法1問のオーソドックスな出題でした。問われているテーマも行為能力、代理、即時取得、債権譲渡、連帯債務、不当利得とメジャーなところからの出題が中心です。担保物権では、譲渡担保や所有権留保のような超難問といえる非典型担保が出題されてもいますが、仮にそれが得点できなくても、メジャーテーマの問題を得点できれば、9問中5問の得点は可能だといえます。具体的には、問題27、29、31、32の4問を確実に正解し、残りの5問中、何問上積みできるかが勝負です。

問題27・28。総則は、行為能力と代理という総則の典型テーマからの出題でした。正解肢となる問題27肢5や、問題28肢イはいずれも基本的知識を問うものでした。問題28肢ウは判例知識ですので多少迷うかもしれませんが、肢エ・オが誤りであることは容易に判断できるので、正解を選ぶことは易しかったといえます。

問題29・30。物権。今年も2問の出題です。問題29は即時取得からの出題ですが、肢アは成立要件に照らして容易に正誤判断できますし、肢イ・ウもメジャーな判例知識ですので、消去法で正解できます。問題30。担保物権に関する総合問題ですが超難問です。先取特権、質権、

譲渡担保、所有権留保の優先順位を問う肢もあり、問われている知識が細かく、正確確実に判断できる選択肢がないといってもいい問題です。時間をかけずに、どれだけ早く見切りをつけられるかがポイントといえる問題です。

問題31・32・33・34。昨年に続き、債権からは4問出題されました。問題31は債権譲渡からの出題です。記述では複数回出題されたことのある債権譲渡ですが、5肢択一式では初出題となります。ただし、記述で出題されている重要論点ですから、正解の肢2を選択することは容易だったといえます。問題32。連帯債務からの出題です。絶対効や相対効、求償など、連帯債務の基本知識を問う問題ですので、簡単とまでは言えませんが、これらのテーマをきっちり学習されている方であれば、ノーストレスで得点できた問題だったといえます。ただ、あまり詰めた学習をしていないと難問になるといえます。重要テーマの詰めがモノをいう問題でした。問題33。消費貸借契約からの出題です。消費貸借契約が原則無利息という知識で肢ウは簡単に×と判断できますが、その他の選択肢は難問ぞろいです。組合せ問題ではありますが、肢3・4・5で迷う問題といえ、正答率も低くなるのではないかと推測されます。問題34。不当利得に関する問題です。条文、判例の知識を問うもので、肢1・2のように若干難しい肢もありますが、肢4は贈与の引渡しに関するメジャーな判例ですので、なんとか正解に持っていきたい問題です。

問題35。家族法からは、5年ぶりに、親族からの出題でした。親子、認知に関する問題です。親子に関するテーマとしては、認知はややマイナーテーマといえるので、短文問題ではありますが、簡単とは言えない問題です。知識があってもなくても、1分程度で切り上げるべき問題といえます。

### 【商法】標準

すべて難問レベルといっているいい問題でした。何とか1問は死守したい問題です。

問題36。商法。交互計算の問題です。交互計算が簡易決済のための制度ということが分かっているならば、肢1のように、商人と商人でない者との間の平常取引で交互計算を否定する必要はないのではないか、という現場思考で解きたい問題です。問題37。昨年は出題されなかった設立に関する問題が今年出題されました。発起人に関する問題です。肢2は、失権予告付催告が必要とされる、という知識があれば切れますが、他の肢は難しく、難問です。問題38は取締役会に関する問題です。肢5がみなし規定ではなく、推定規定です。やはり難問です。問題39。監査役、監査役会に関する問題です。今年、機関から2問出題されました。単純知識問題ではありますが、監査役・監査役会の知識がなければ解けません。難問です。問題40。株券に関する問題です。株券不発行会社が原則ですので、マイナーテーマです。準備されていない方も多いため、株券の記載事項や、記載した場合の効力など、株券に関するかなり細かい知識が問われているので、難問です。

## 3. 法令・多肢選択式 標準

---

多肢選択式は、問題41は最新の違憲判決ですし、問題42は憲法でも学習する判例ですので、この2問については全ての空欄を埋めたい問題です。問題43はやや迷うかもしれませんが、空欄2つは埋めたい問題です。問題41・42は各8点、問題43は4点、合計20点は得点したい

ところです。

問題4 1は、旧優生保護法に関する違憲判決を素材とする問題です。最新の違憲判決ですので、準備されている方も多かったのではないのでしょうか。空欄アの「人格的『生存』」という単語や、空欄ウの憲法13条が宣言している「個人の尊厳」と人格の尊重は、簡単に入れることができるでしょう。また、空欄イに入る「身体への侵襲」は、この判例のキーワードですので、判例を学習していれば容易です。さらに、空欄エに続く文章が、この法律の立法目的について書かれていますので、文意から立法目的を挿入できるでしょう。問題4 2は、横出し、上乗せ条例を制定できる基準に関する問題です。憲法でも学習する判例ですので、いずれの空欄も容易に挿入できるでしょう。問題4 3は、在外邦人の国民審査権訴訟について、その訴訟の性質について分析した文章です。多肢選択式の3問の中では、一番迷う問題といえるでしょう。しかし、空欄に入る可能性がある言葉がいくつもあるわけではないので、消去法で言葉を確定させることもでき、空欄の半分は埋めたいところです。

## 4. 法令・記述式 難

---

今年の記述問題は、重箱の隅をつつくような超難問ではありませんし、択一で出題されたら容易にこたえられる部類に属する問題といえますが、意外とそれを思い出せず書けないというような問題でした。正解を聞けば「あ、そっか!」となるのですが、現場で思いつかなかったという問題です。問題4 4で8点～10点、問題4 5は4～6点、問題4 6は4～6点、合格レベルで20点程度の得点になるかという問題でした。

行政法の問題4 4。行政事件訴訟法からの出題です。これで4年連続、行政事件訴訟法からの出題となりました。「主張しようとする瑕疵がどのようなものか」「Xは誰を被告として」「どのような抗告訴訟を提起すべきか」の3点が問われています。まず、主張する瑕疵ですが、審査請求に対する裁決に関する議事に加わることができない人が入っていたわけですから、これは原処分に関する瑕疵ではなく、「裁決に固有の瑕疵」を主張することになります。この点については、この言葉が思いつかなかった方も多いかもかもしれません。つぎに被告ですが、被告は行政主体ですので、Y市が被告となります。被告適格については、過去、記述式で複数回問われているところですから、確実に答えて部分点を拾いたいところです。さらに提起する抗告訴訟は、裁決取消訴訟です。基本ですから、ここも部分点が欲しいところです。「裁決固有の瑕疵」が8点、「Y市」が6点、「裁決取消訴訟」が6点の配点と予想します。難易度としては標準的。できれば後半の2つは書いて12点は得点したいところです。

民法の問題4 5。総則から表見代理に関する問題でした。難問です。事例問題というよりも、権限外の行為の表見代理が類推適用されるのはどのような場合か、という一行問題的な問題でした。思い出すべきは、判例のフレーズ「本件契約がABの日常の家事に関する法律行為の範囲内に属すると信ずるにつき」「正当の理由のある場合」がきれいに書けるかどうか勝負となります。前半に10点、後半に10点の配点と予想します。この点について、「日常の家事に関する法律行為の範囲内に『属しない』ことにつき」「善意かつ無過失」という表現を用いた場合に得点できるかどうかですが、本問が「判例は～どのような場合に類推適用を認めているか」という「判例の」言い方を書く必要があるため、0点、もしくは、減点になると考えます。また「善意かつ無過失」

と両方書いて得点できることとなりますから、どちらかだけだと0点になると考えます。さらに「善意かつ無過失」と書く場合は、その対象も、日常家事の範囲内「でないこと」についての善意かつ無過失ですので、日常家事の範囲内「であること」と書くと0点になると考えます。難問ですので、部分点で4～6点前後得点できるかどうかという問題です。

民法の問題46。債権分野から事務管理に関する問題です。マイナーテーマです。問いの前半、どのような法的根拠に基づき消火活動を継続しなければならないか、については、AB間に契約はないので、物権関係か、契約に基づかない債権の発生原因である事務管理、不当利得、不法行為のどれか、ということになります。ここで、Aに建物に関する物権はないので、事務管理・不当利得・不法行為のどれかを成立要件から検討すると、事務管理が法的根拠であることが導けます。この部分については10点の配点と予想します。後半の、費用がどのような法的性質を有するとして償還を請求できるか、については、事務管理であれば、「本人にとって有益な費用」として償還請求できることとなります。「本人（本問ではB）にとって」は2点、「有益な費用として」で8点と予想します。事務管理であることが分かれば、10点以上の得点も可能ですが、事務管理であることが分からないと、高得点は厳しくなるでしょう。難問といえます。この問題も、4～6点得点できるかどうかです。

## 5. 基礎知識 標準

---

基礎知識は、政治2問、経済3問、社会1問、諸法令2問、情報3問、文章理解3問でした。

諸法令の問題53の行政書士法、問題54の戸籍法は、いずれも基本問題で容易でした。また、個人情報保護法の問題57も簡単です。文章理解3問も易しく、この6問で、基準点はクリアしたい問題でした。

そのほか、一般知識科目の6問は例年通り、時事問題も含めての出題でした。問題49の米価や、問題50の自由貿易体制と関税の問題は、超難しい肢もありますが、正解肢となる問題49肢3や、問題50肢2は簡単なので得点したいところです。一般知識科目でも2問は得点したいところです。

さらに、情報分野では、問題55の肢3は「フェイク」という言葉にそぐわないものとして、現場で妥当でないと判断でき、簡単だといえます。さらに、問題56の肢1のように、投資詐欺の被害者としては、高齢者が多いと、常識的な観点から答えが推測できるものもあり、情報系でも1～2問は正解したいところです。一般知識2問、諸法令2問、情報系2問、文章理解3問ということで9問の正解を狙いたいところです。

問題47・48。政治分野。問題47。住民投票に関する問題です。肢1・3・4がいずれも行われた事例がない、という選択肢ですが、いずれも行われた事例があり誤りです。あとは肢2・5で迷うところでしょうか。正解は肢2ですが、確信持って正誤判断できない問題です。難問です。問題48は、政治分野ではホットな政党と政治の問題です。肢ウは簡単に×と判断できますが、肢ア・エは迷うところかもしれません。難易度は標準的もしくは難問です。

問題49・50・51。経済分野です。問題49。米価に関する問題です。時事問題といってもよいでしょう。肢1・2のように、日本史のような肢もありますが、正解となる肢3は義務教育の社会科でやるような知識ですので、正解は出せるかと思います。難易度は標準的です。問題50。自由貿易体制と完全に関する問題です。経済の典型テーマです。肢2は日本がTPPから

離脱した事実がないことから、容易に×と判断できます。その他の肢も難問といえる肢はなく、易しい問題だったといえます。問題51。経済用語に関する問題です。いずれも定義まで押さえていない言葉ばかりで、難問です。

問題52。社会分野からは、今年はこの1問でした。ジェンダーと平等に関する問題です。肢1～4は、年号もあり、正誤判断に窮する肢ですが、肢5は、妊娠・出産を理由とする解雇は禁止されているという知識は、常識レベルといえますので、難易度としては標準といえます。

問題53・54。諸法令からの出題です。今年は行政書士法と戸籍法の2問でした。問題53。行政書士法に関する問題ですが、いずれの選択肢も簡単でした。基礎知識の得点を確実にアップさせられる基本レベルの問題です。問題54。戸籍法に関する出題でした。戸籍法は出題が予想されていたので、準備できていたのではないのでしょうか。問われている知識も基本ですので、確実に得点したい問題です。

問題55・56・57。情報系分野からの出題です。問題55。用語問題です。ディープフェイクについての問題ですが、「フェイク」という言葉の意味が分かっているならば、肢3のように、個人の能力や嗜好をAIで推測するということとは違っていると、現場思考で誤りと判断できるといえます。難易度としては標準的といえます。問題56。投資詐欺問題に関する出題です。投資詐欺の被害者は比較的高齢者に多いという認識があれば、常識的な観点から肢1を選択できますが、自信をもって判断できるかというと、それは難しいので、難問の部類といえます。問題57。個人情報保護法からは1問でした。基本問題です。基本的な知識を押さえる程度に、サッと学習をするだけでも得点できるレベルです。得点したい問題です。

問題58・59・60。文章理解。例年通り、簡単な問題でした。空欄補充、脱文挿入、脱文挿入と、脱文挿入が2問でした。いずれも短時間で正解できる問題です。3問全問正解したい問題です。

以上となります。